

令和3年度当初予算（水産制度資金関係） ※下線は、2年度からの変更点

県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対する対策として、漁業者が当分の間、漁業経営を維持できるよう手持ち資金の確保を図るため、引き続き、次のとおり支援策を講ずることとしました。

なお、詳細については、県庁漁政課、地方局水産課、愛媛県信用漁業協同組合連合会にお問い合わせください。

【漁業者緊急支援資金】

1 内容

償還期限を最長5年間（最長2年間の中間据置期間を含む）延長

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者で、現在、漁業者緊急支援資金を償還中の漁業者〔申請時点で延滞が生じていないこと〕

3 緩和の対象

平成21、22年度に融資を受けた、現在償還中の漁業者緊急支援資金で、令和2年4月30日から令和4年4月29日までの間に約定償還が到来する償還元金

【漁業近代化資金】

●償還緩和措置

1 内容

政令で定める期限以内で、1年間の中間据置期間の設定

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者で、現在、漁業近代化資金を償還中の漁業者（漁業協同組合は除く）〔申請時点で延滞が生じていないこと〕

3 緩和の対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に約定償還が到来する償還元金

●貸付限度額の緩和

1 内容

貸付限度額を9千万円以内から1.8億円（限度額の2倍）以内に緩和

2 対象者

漁業近代化資金において、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付限度額を超える資金が必要となった個人経営の水産養殖業者

3 緩和の対象

県が利子補給承認を行う漁業近代化資金であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに承認される貸付け